

東上総教育事務所だより



東上総教育事務所
シンボルマーク



千葉県教育庁東上総教育事務所
〒297-0024 茂原市八千代2-10
Tel.0475-23-8125
第2号(令和8年7月1日)

管理課より

『学校における働き方改革推進プラン取組状況調査結果について』

この調査は、各市町村教育委員会及び県立学校が令和6年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に示された49項目の取組の進捗状況を検証することで、働き方改革に効果のある取組を明らかにし、教職員の総労働時間縮減に資するために実施したものです(令和8年3月10日)。



学校における働き方改革推進プランの改定ポイント(令和8年3月)

- 改定の趣旨 給特法の改正等を受け、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定及び、その実施状況の公表が義務付けられたことを踏まえ、必要な見直しが行われました。
- 主な改定内容 教育委員会の具体的取組【取組17】及び学校の具体的取組【取組10】において長期休業中の「時差出勤」・「在宅勤務」に取り組んでいるという判断基準が追加されています。

※達成率が80%を超えた取組「千葉市を除く53市町村を対象に実施」

設 問	(※R7.11.1現在の取組状況)	R7達成率	R6達成率
【取組1】管下学校の業務改善に関して、PDCAサイクル(計画策定・調査・検証・見直し)を構築する。		81%	72%
【取組14】部活動の大会・行事への参加日程及び参加方法が教職員への過度な負担とならないよう、学校へ指導・助言する。		85%	70%
【取組20】学校のより一層の業務適正化に向けて学校における働き方改革について地域と連携し、学校運営協議会等の場で積極的に議題に取り上げ、活用を推進する。		85%	65%

また、同日に「令和7年度教員等の出退勤時刻実態調査結果」についても示されました。この調査は、県内公立学校の教員等を対象に学校における業務改善の推進に向けて、基礎的データを得ることを目的に実施したものです。

職種(調査時期)	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校	平均
教諭等(R7.11月)	33時間30分	46時間42分	42時間10分	32時間17分	19時間37分	35時間01分
教諭等(R6.11月)	39時間20分	51時間38分	46時間29分	33時間28分	23時間53分	39時間29分

教諭等における全校種の令和7年度の平均は35時間01分であり、令和6年度の39時間29分と比べ4時間28分改善されました。2つの調査結果から、全体的に業務改善、働き方改革が進んでいるとみることができます。

しかし、時間外在校等時間が45時間を超える職員や80時間を超えている職員もいることから、引き続き取組を推進していく必要があります。

千葉県教育委員会作成の「**学校における働き方改革に関する取組事例集(R7.3.21改訂第3版)**」を活用して、学校における働き方改革の目的である「教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子供たちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を持続的に行うことができるようにする。」を実現できるようにしていきましょう。

令和8年度の目標は
令和5年度の目標+10P以上



総務課より

認定手当の事後確認について

「事後確認」とは、認定手当(扶養手当・住居手当・通勤手当)の支給要件や支給額が適正であるかを確認するために行います。

【扶養手当】

不安定収入者(月々の収入が一定でない方)を扶養する場合は1月1日~12月31日の総収入が所得限度額(130万円※大学生年代は150万円)以上の場合、当該1年間の扶養手当は認定できません。

【住居手当】

支給要件である「居住」「借り受け」「家賃の支払い」の事実を欠くことなく具備しているか確認します。特に、「家賃の支払い」を職員以外の者が支払っている場合は、手当を支給することはできません。

【通勤手当】

令和8年4月1日から駐車場等の利用に対する通勤手当が新設されました。事後確認の際には駐車場代の支払いについても確認する書類の提出が必要となります。



学校間の連携

「学校間の連携」とは、文部科学省が推進する幼児・児童・生徒の発達段階に応じた教育の一貫性や、多様なニーズへの対応を図る取組です。

幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校及び各校種と特別支援学校など、異校種の学校との円滑な接続を図るとともに、各校種を通じて育成すべき資質・能力を明確にして取り組む必要があります。

幼児教育施設と小学校の連携については、幼児教育と小学校教育の学びを円滑に接続できるように互いに学びを理解し、自らの実践に取り入れるなど、学びの連続性を意識した実践を行うことが必要です。

幼児教育実態調査（右上の表）にはステップ0～4までの項目が段階的に示されています。東上総地区の幼小接続の状況はステップ2の段階が多い傾向にあります。

多くの自治体において、アプローチカリキュラム（幼児教育施設）とスタートカリキュラム（小学校）の作成の割合が増加しているところです。幼児教育施設と小学校が共に学びや生活の連続性を意識した取組となるよう改善を図っていくことで、さらに幼児教育施設と小学校間の段差の解消が進み、小学校の学習や生活への円滑な移行につながっていきます。

こうした連携を更に強め、学びのつながりを意識していくために「架け橋カリキュラム」の作成が求められています。



	幼児教育実態調査の項目
ステップ0	連携の予定・計画がまだない。
ステップ1	連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ2	年数回の授業、行事、研究会などの交流会はあるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ3	授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ4	接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

「架け橋カリキュラム」の期待と成果

幼児教育施設と小学校が協働して、合同研修会を開いたり、互いの保育や授業を見合ったりするなどの、交流活動を通して互いを理解し合うことや、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を基に互いがつながり、学びの連続性を意識することが期待されています。

「架け橋カリキュラム」を作成したことにより、小学校において「主体性を発揮する児童や友達と協働的に関わる児童の姿が増加した」「登校渋りの児童が減少した」などの成果が報告されています。

また、この取組を通して、子供への関わりや指導方法が変化したと回答した学級担任等の割合は、幼児教育施設と小学校で共に7割以上と報告されています。



生命(いのち)の安全教育の充実に向けて

令和8年3月9日付け教児安第1276号で「令和8年度『生命(いのち)の安全教育』強化月間について」が示されました。子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないために、学校安全計画の見直しや「生命(いのち)の安全教育」の実施等が求められています。

御確認ください！

- ☑学校安全計画に「生命(いのち)の安全教育」が位置付けられていますか。
- ☑「生命(いのち)の安全教育」強化月間(5月中)に教材を活用した指導を実施しましたか。
- ☑教職員を対象とした「生命(いのち)の安全教育」に関する研修を実施しましたか。

教材だけだと「展開」のイメージが湧かずうまくいかなかった

教職員研修の進め方は…先進校の取組を参考にできないかな

教材及び指導の手引きの拡充・改訂について

令和8年3月の教材等の改訂について御確認ください。



「生命(いのち)の安全教育」指導例動画

導入・展開・まとめの指導例が発達段階ごとに動画で見られます。



教員研修用動画はこちらから

- ・独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」
- ・文部科学省×学校安全 今月のニュース令和6年2月号
- ・「生命(いのち)の安全教育」指導例動画

「生命(いのち)の安全教育」の取組に関する実践事例集《令和4・5年度》

学習指導要領等との関連箇所、授業展開例、指導上の留意点等がまとめられており、参考にできます。

